経営対策

企業診断で合理化を

活躍する「企業診断員」たち

県が中小企業の振興指導のために行っている大きな事業の一つに「企業診断による経営指導」がある。

この企業診断は、中小企業振興のために昭和二十三年に創設された「中小企業診断制度」に基づくものであるが、そのねらいは、組織化や金融の円滑化を進めることによって中小企業の環境を整備することも必要であるが、それと同時に、中小企業自体の経営基盤の強化をはかる必要があるので、中小企業経営の合理化と健全化のために強力な指導を行なおうというにある。

経営技術の専門家

さて、こゝで先づ問題になるのは診断にあたる"経営技術の専門家"ということであるが、中小企業庁では学識、経験実績等から診断能力ありと認められる者を中小企業診断員として登録しているが県にもこの中小企業診断員の資格を持つ職員が十数名いる。また民間の公認会計士や経理士、税理士などの殆んどが中小企業診断員の資格をもっておられ、協力していただいている

県の診断実績

種類別に、本年九月までの県の診断実施件数は商店診断―八百八十一件、工場診断―五百五十四件鉱山診断―二十九件組合診断―九件、産地診断―十一件、商店街診断―二十八件観光診断―五件（合計）千五百十七件

これらの数字は、十二年余の実績としては決して大きいものとはいえないかも知れぬが、しかし年を追つて件数が多くなつていることも事実であり、現在では年間に商店八十、工場五十、組合二、鉱山三、産地及び観光三～四、商店街四～五合わせて、百五十件ていどの診断を行っている。

企業診断というものは医者の場合と同じく診断後のアフターケアーが肝要だということである。

診断後も巡回指導

診断しても投薬しなければ何にもならないし、完治するまで面倒を見なければ折角の善意も実を結ばないものである。

このような意味から、県はできる限り診断後の巡回指導は勿論、又診断によって知り得た諸種の資料乃至実情を基礎として、受診企業や受診企業集団（団体）を中心とした各種の指導講習会、研究会を開催し、あるいは研究団体の育成指導に努力し、中小企業全般の振興を願っている。

以上で中小企業の金融、経営などの面から、その対策のあらましを述べたが、

私の発言

最低賃金制も実施

熊本県鋳物工業協同組合
理事長　蔵原惟和

★鋳物とはどんなものか知っている人は少ないと思うが、近代戦に必要な航空機から家庭にあるミシン、アイロンに至るまで広く利用されているといえばびっくりされるであろう。近代工業の基幹である機械工業の先づトップバッターとして鋳物工業があるのである。

★熊本県の鋳物工業協同組合は昭和十六年に任意組合として発足し、戦中の統制組合を経て昭和二十四年六月発足した。現在組合員数二十三名、熊本市の十三名を中心に北は荒尾から南は八代西は天草に至るまで散在している。組合の全部が中小企業であるので個々の力は全く弱い。そこに組合存立の意義があるので、金融問題、技術向上の問題等で組合と組合員は緊密に結ばれてきた

★最低賃金制は県下で最も早く制定できた。毎年県と協同で「鋳物技術講習会」を開催し、技術向上のため、先進地の新しいニュースを取り入れている。

★然し全国的に鋳物工業の隆盛を見ているとき、県内の業界の現状はどうであろうか。僅か年間売り上げ八億円程度である。これは昔から大きな近代工業のなかつた本県の立地条件にも起因しているであろう。

★然しまだ前時代的な経営を行っているものがあるのではなかろうか。

★鋳物工場の設備の合理化、近代化を図り、技術開発による品質の向上、さらにレイアウトの確立を図り、優秀な「熊本鋳物」として県外にもどし〳〵出荷を図りたい。

★これには設備近代化資金の増加貸付、工業試験場の試験設備の充実、人員の増加、工場集団化による工場のレイアウトのための団地造成資金のあつせん等、県の強力な援助を願い、ます〳〵組合の発展を図り、県産業のためにつくしたい。

私の発言

零細業者は団結する

熊本県商工会連合会長　有田義行

結束かためる郡部の商工業者

中小企業は、組織的には一応の整備を見たが、中小企業のうちでも、いわゆる零細企業の助成策の具体化が進まれなかつたことは甚だ遺憾であつた。

昨年ようやく、商工会の組織等に関する法律が公布施行されて以来、大都市にその購買力をうばわれて苦しんできた郡部商工業者のなかから、小規模事業者を主体とする各市町村毎の商工会を結成しようという熱心な動きが盛んになると共に政府や県でもこの組織の推進と、事業に対する助成の方策が樹立されるに至つたことはまことに喜こばしい。

本県では昨年秋から今春にかけて、商工会の設立が一応峠を越したことになり、現在四十五の組織が各市町村に結成されその商工会に配置された経営改善普及員は、各商工会幹部と協力して、経営の改善指導に、或は経営の相談相手となつて活動している。

さらに全国組織へ

他方、これらの商工会の組織を強化し、更に商工業者の経済的地位の向上を図ることを目的として、これまで任意団体であつた団体を発展的に解散し、去る九月四日新らたに「熊本県商工会連合会」を結成し、法人としての第一歩を踏み出したのである。

そして各「県連」は、更に「全国連」を結成し強力な商工業者の組織の確立に進んでいる。

私共はこの組織を通じ、特に小規模事業者の為の金融、信用の補完、経営の改善発達等の解決に努力する覚悟であり、「中小企業基本法」或は「中小企業災害補償法」など、速かにその法律公布が行われるよう、全国的な運動によつて国会に働きかけている。

市町村当局へのお願い

本県においては、やゝもすると各町村においては、商工業に対する施策が農業関係施策にくらべて甚だ弱少ではなかつたかとも回顧されるが、私共の事業目的が各市町村における総合的な経済の発展を促すことであるので、各市町村当局におかれても、その点十分のご配慮をおねがいするものである。

資金調達も思うにまかせぬ

経営は非近代的

問題の多い小規模事業者の実態

最初に述べたとおり、小規模零細事業に対する対策は、一般的な中小企業対策とはやゝ色あいを異にしており、このための対策も忘れてはならない。

ではその小規模事業者の実態はどうなのか？その特徴を挙げてみよう。

(1) 個人企業的で家族労働に依存するものが多い。

(2) 設備、技術が著るしくおくれている

(3) 経営管理が非近代的で、家計と営業を混同し、なかには帳簿組織のないものが相当ある。

(4) 資金の調達が困難で、借り入れのできぬ企業が多く、できても金融機関からではなく、知人や親戚が多い。

(5) 生産性が極めて低い等々……

そのほか、労使関係が非近代的であることや、賃金など労働条件が低劣であることも問題となつている。

これらは、すべての中小企業のもつ特徴ともいえるが、小規模事業者では特に著るしいのである。

このような特徴をもつ規模の小さい事業を育成するためには「商工会の組織等に関する法律」が制定施行され、これによつて、町村を単位として、現在四十五の商工会が組織されている。

この商工会や商工会議所が行う小規模事業の対策を促進させるために、昨年度から「経営改善普及員制度」が誕生し、いま県下の商工会と商工会議所に六十八名の経営改善普及員が配置され、小規模事業者の良き相談相手となつて活躍している。（県の定数を八十名として、年内に充当する予定）

ところで、この経営改善普及事業が一商工会や普及員の力だけでは困難なことは当然で、国と県ではその普及指導に要する経費の一部を補助すると共に、積極的に協力援助を行つている。

しかしながら、商工会・商工会議所はいずれも市町村を単位として、地域商工業の発展を目的としたものであるので、市町村における商工行政の一環として、この普及員制度に対する積極的な援助が期待されている。